

令和6年5月22日

鹿児島県警察本部長 殿

鹿児島県公安委員会

委員長 増田 吉彦

委員 鑑野 孝清

委員 石窪 奈穂美

近時、非違事案が続発し、特に本年4月以降、捜査情報の漏洩等の容疑によって現職警察官が相次いで逮捕されるに至ったことは、当委員会としても極めて深刻な状況であると受け止めており、県警察に対する県民の信頼が大きく揺らぐことに強い懸念を抱くものである。

当委員会は、民間の立場から警察業務を管理するという立場に基づき、県警察に対し、期待されている役割を改めて認識し、県民の安全・安心を守るために、失墜した信頼を一刻も早く回復するよう、以下の点も考慮しつつ、全力を持って取り組むことを求める。

- 1 近時の非違事案の続発を受けて、県警察が、既に警察職員に対する教養その他の再発防止策を講じていることは承知しており、今後も継続的に対策を取っていくものと期待するが、従前より各種の非違事案防止対策を講じてきたにもかかわらず、非違事案の続発を阻止できなかったことを真摯に受け止め、再発防止策の実効性の有無、程度について不断に検証する必要があると考える。

特に職員に対する教養については、それが個々の職員に対して、警察職員として要求される職務倫理、法令及び規律遵守の意識を醸成する上でどの程度の自省をもたらしたかについて、可能な限り具体的に検証、把握し、以後の教養その他の対策の在り方を検討するにあたって十分に活かすべきである。

- 2 令和5年度以降に発覚した現職警察官の逮捕事案は、いずれも非違対象者が単独で行為に及んだものであり、行為自体の組織性は認められないと思料するものの、単に個々の非違対象者の資質ないし規範意識の低下等のみが原因であると矮小化するのではなく、そのような規範意識の低下等を招き、かつ、周囲がそれを察知して、非違事案の発生を未然に防止することができなかったという組織的な

問題があることを重く受け止め、組織の健全性を高めるための具体的かつ抜本的な対策を講じるべきである。

3 以上の対応を検討，施行するにあたっては，安易な前例踏襲に陥ることなく，真に実効性のある対策を講じることが必要であることを強く認識すべきである。

4 非違事案の続発を契機として，日々真摯に職務に取り組んでいる多くの警察職員の士気が低下し，ひいては県民生活の治安の維持に悪影響を及ぼすおそれがある。これらを生じることのないよう，職員の職業的達成感を高揚し，また，業務評価の公平性を高めるための具体的施策をより一層推進することによって，職員が気概を持って警察業務を執行することができる組織風土を再構築していくべきである。